

# 「祭りで富山を元気に！」歴史ある伝統的な祭りを未来につなげるプロジェクト事業 業務委託仕様書

## 1 委託する業務名

「祭りで富山を元気に！」歴史ある伝統的な祭りを未来につなげるプロジェクト事業業務

## 2 業務の趣旨・目的

富山県内の魅力ある祭りや無形文化財を活用し、特別観覧席、参加体験及び通年で楽しめるコンテンツの造成などを行い、インバウンドの旅行需要を獲得するとともに、観光誘客を推進する。

また、この取組みを通じて、人口減少やコロナ禍により様々な課題に直面している祭りや文化財の保護・継承を進めるための持続可能な体制づくり（収益化・担い手確保等）を進める。

## 3 委託期間

委託契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

## 4 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、富山県と協議の上、実施すること。

### (1) 概要

事業の趣旨・目的を達成するため、次の県内の4つの祭り（以下「4つの祭り」という。）及び県内に数多く存在する「獅子舞」を活用し、下記のとおり実施すること。

＜活用する4つの祭り＞

- ・小矢部市 津沢夜高あんどん祭（6月）
- ・魚津市 たてもん祭り（8月）
- ・富山市 越中八尾おわら風の盆（9月）
- ・射水市 新湊曳山まつり（10月）

### (2) 業務内容

#### ① 企画制作ディレクション

次項以降に定める業務について、専門的な知見から企画・提案を行うとともに、自治体や関連団体など関係者との連携により、事業の進捗管理を行う。

#### ② 特別観覧席の造成

##### ア 業務の内容

4つの祭りの期間中にインバウンド旅行者をターゲットにした特別観覧席を設置するとともに、会場内の装飾等について企画・実施する。

実施にあたっては、地域の関係者等との連絡調整を十分行うこと。

- ・特別観覧席の設営、撤去
- ・表示札の設置
- ・資材調達、運搬
- ・保安要員の確保
- ・一般観覧者との混乱防止対策
- ・会場施設の養生対策（破損の危険性がある場合）

- ・特別観覧席などの本事業により製作したものは、祭りの終了後、県の所有とし、保管場所を地元と協議すること。

イ 業務の実施期間

津沢夜高あんどん祭	令和6年6月7日(金)・8日(土)
たてもん祭り	令和6年8月2日(金)・3日(土)
越中八尾おわら風の盆	令和6年9月1日(日)・2日(月)・3日(火)
新湊曳山まつり	令和6年10月1日(火)

※祭りの日程等を踏まえ、富山県との協議により変更することがある

ウ 業務の実施場所

各祭の中心エリアで提案すること

③ 特別観覧席の運営

ア 業務の内容

- ・特別観覧席での案内・安全管理
- ・運営マニュアルの作成
- ・祭りの実施主体や出演団体との調整(祭の運営管理上の課題への対応等)
- ・当時のチケット販売(当日券がある場合)
- ・多言語化への対応
- ・地域の食材を活用した食事メニューの提供について企画・調整  
(ただし、食事メニューの提供に要する費用は、売り上げの中から賄うものとし、委託費による飲食の提供は認めない。)

イ 業務の実施期間 上記②に準ずる

ウ 業務の実施場所 上記②に準ずる

④ 旅行商品の企画

ア 業務の内容

上記②・③による特別観覧席を活用したインバウンド旅行者向けの旅行商品を企画・造成するもの。

造成においては、地域の関係者や旅行業者の意見を踏まえ行うこと。

また、本事業の趣旨・目的を踏まえ、その売上の一部が、文化財の保存・継承につながるよう、適正な価格設定を行うよう留意すること。

イ 旅行商品の設定期間 上記②に準ずる

⑤ 旅行商品の運営

ア 業務の内容

- ・旅行者の案内等(特別観覧席運営体制への引継ぎ)
- ・多言語ガイドの準備・実施
- ・祭りの実施主体や出演団体との調整  
(出演交渉や祭の進捗に合わせた連絡調整等)
- ・マニュアル作成

⑥ 旅行商品の販売・販路拡大

上記④で整備する旅行商品について、インバウンド旅行者に向けた発信を強化し、販売を促進する。

- ・OTAサイト等での発信
- ・県内観光地を訪問中のインバウンド旅行者等に対する情報発信
- ・本事業で整備する外国語に対応したホームページにおいて、予約を可能とすること。

<注意事項>

- ・旅行商品の販売にあたっては、販売開始を希望する期日の概ね2週間前を目途に、富山県に対して、旅行商品の情報や販売方法（販売を行うホームページの画面等）等を提示し、了承を得てから行うこと。
- ・販売・販路拡大に関する経費は、事業費全体の10%以内に収めること

#### ⑦ 地域資源のコンテンツ化

4つの祭りを中心に、各地域の様々な祭りなどの地域資源について、インバウンド旅行者の来訪時に楽しめるコンテンツとして磨き上げを行う。

##### ア 業務の内容

- ・特別観覧席を設置する地域におけるインバウンド旅行者の受入に向けた機運醸成。
- ・特別観覧席を設置する地域での受入体制整備について指導・助言。
- ・特別観覧席を設置する地域に訪問したインバウンド旅行者の滞在を充実させるとともに、滞在時間の延長を図るため、多言語化へ対応したホームページ等を整備する。
- ※地域の資源の魅力が正しく伝わるよう留意すること。
- ※アクセス情報など、周辺地域の情報も交え、インバウンド旅行者の現地での行動の補助となるとともに、祭りを中心として、幅広く地域を楽しめるよう工夫することで、地域での滞在の充実を図る。

##### イ 実施期間

4つの祭りについては、上記②に定める期間より先行して実施すること。

#### ⑧ 広報プロモーション

上記⑥により造成した旅行商品の認知度向上を図るため次のとおり実施すること。

- ・チラシ、ポスター等の制作
- ・ホームページの作成やSNSの活用などデジタルでの情報発信
- ・インフルエンサー等を活用した情報発信
- ・メディアに向けた情報発信
- ・写真や映像の撮影・活用

##### <注意事項>

- ・広報プロモーションに関する経費は、事業費全体の10%以内に収めること

#### ⑨ プロダクト開発

祭りをフックに地域の特産品を活用したプロダクトの企画・提案を行う。

- ・地域の事業者によるプロダクトの開発・販売に関する指導・助言を行う。

#### ⑩ 調査・分析

本事業の実績・成果について、4つの祭りに限らず、他の地域の祭りへの活用を図るため参加者等を対象に次のとおり実施すること。

- ・アンケート調査の実施
- ・アンケート結果の分析・考察

### 5 業務完了報告

業務完了報告書は、令和7年1月31日（金）までに提出すること。

また、業務完了後も、富山県と観光庁による精算が終了するまでは、業務内容に関する問い合わせ等に対応すること。

### 6 その他、業務実施上の条件

- (1) 本業務により作成し、発注者に提出した納品物の所有権及び著作権は発注者に帰属するものとし、発注者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- (2) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 本仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画にかかる業務についても、あわせて実施すること。
- (4) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、富山県と十分に協議すること。